

非課税理由の証明（S-1040）

「申請者」の項には、船長（船長がその職務を行うことができない場合にはその職務代行者が）が記載するが、運航者が特別納税義務者であるときは、その者が申請者として記載する。

「とん税の納付前に出港することを必要とする理由」欄には、とん税の課税標準の調査のため、その船舶の積量の測度が入港した開港で受けられない場合、銀行の閉店後に入港し両替ができない場合、非課税に該当するかどうかについて税関の判定に日時を要し、出港の時までに決定ができない場合等具体的な自由を記載する。

「担保物」欄には、金銭、国債、地方債、税関長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）及び税関長が確実と認める保証人の保証（税関長が確実と認める船会社、船舶代理店等の保証を含む）のうちいずれに該当するかの別を記載する。

○ 申請書には、「とん税及び特別とん税納付申告書」を添付する。